

# 1 取り組み内容

## 4 地方公営企業の改革

本町における地方公営企業の事業数は、地方公営企業法非適用のものを含めて3事業（水道事業、簡易水道事業、宅地造成事業）あります。

これらの地方公営企業についても、指定管理者制度などの民間的経営手法の導入や事務事業の見直しなどは当然実施（または検討）すべきものであり、それぞれの事業において社会経済情勢の変化を適切に捉え、より一層経営の健全化を推進していきます。

### （1）水道事業、簡易水道事業

少子高齢化による人口減少時代を迎えた今日、社会経済情勢の変化や生活様式、生活形態の変化もあり水道水の需要は頭打ちとなっています。

こうした状況において、水道事業として経営基盤の健全化に積極的に取り組むことによって、自立性の強化と経営の活性化を図っていきます。

#### 経営改革の推進

- ・水道事業、簡易水道事業の一元管理の実施（19年度から）
- ・浄水場運転管理業務の委託内容の検討（20年度まで）
- ・水道使用料の見直し

#### 定員管理、給与の適正化

- ・水道事業、簡易水道事業の一本化（19年度から）
- ・職員給与の削減策を普通会計に準じて継続実施（20年度まで）
- ・職員数の削減（簡易水道事業併任による2名減 19年度から）
- ・職員給与の見直し（国の給与構造改革を踏まえ、普通会計に準じて実施）

### （2）宅地造成事業

本町はこれまで、宅地造成事業として古館団地（平成9年分譲開始、18区画）谷津団地（平成14年分譲開始、36区画）の2箇所の住宅団地を造成、分譲しました。しかしながら、長引く景気の低迷などからこれらの団地はいずれも完売とはならず、それぞれ未売却地を保有している状況にあります。

今後は、未売却地の販売を促進するとともに、新たな宅地造成については、現下の社会経済情勢から凍結することとします。

#### 販売促進

- ・チラシの配布や現地相談会の開催、ホームページへの掲載等による販売の促進

#### 分譲価格の引き下げ

- ・地価の動向や時期等を見極めながら、分譲価格の引き下げを実施

#### 未売却地の公的利用

- ・未売却地の有効活用として町営住宅の建設を検討（21年度まで）